

議案第 3 4 号

山陽小野田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例

山陽小野田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
(平成 1 7 年山陽小野田市条例第 4 7 号) の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表及び同条第 2 項の表中「0. 8 6」を「0. 8 8」に
改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山陽小野田市議会の議員その他非常勤の職員の公
務災害補償等に関する条例附則第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例
の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに
同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金につい
て適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年
金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例
による。

議案第 3 4 号参考資料

山陽小野田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（他の法令による給付との調整）</p> <p>第 5 条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第 1 4 条の 2 を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に 5 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを 1 0 0 円に切り上げるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（他の法令による給付との調整）</p> <p>第 5 条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第 1 4 条の 2 を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に 5 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを 1 0 0 円に切り上げるものとする。</p>

傷病補償年金	(略)	(略)	傷病補償年金	(略)	(略)
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0. 8 8		障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0. 8 6
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p>			<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0. 8 8		障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0. 8 6
	(略)	(略)		(略)	(略)